

秋田市地域住民用小規模堆雪場事業実施要綱

平成25年 9月30日
市長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、本市の住宅地において生活に支障となる雪を堆積する堆雪場を確保するための地域住民用小規模堆雪場事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めることにより、地域住民による除排雪の促進を図り、もって地域における自助・共助の意識を醸成するとともに、地域住民の生活環境の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域住民用堆雪場 地域の住民が除雪した雪を堆積する土地であつて、第7条の規定による届出を行ったものをいう。
- (2) 町内会等 住民により自主的に組織された町内会、自治会その他これらに類する団体（商工業の振興を目的として組織された団体を除く。）をいう。

(基本要件)

第3条 地域住民用堆雪場は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内会等の範囲に属し、又は町内会等の範囲に隣接する土地であつて、概ね150㎡以上のものであること。
- (2) 町内会等および土地所有者が書面により土地使用貸借契約を締結し、使用するものであること。
- (3) 原則として、貸付期間が前号の規定による契約を締結した日の属する年度の12月から3月末日までの期間を含むものであること。

(事業の対象となる堆雪場)

第4条 事業の対象となる堆雪場は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地については、転用（一時転用を含む。）の手續が終了していること、又は終了する見込みであること。
- (2) 一筆ごとに使用貸借を行うものであること。
- (3) 堆雪場を使用する際に通行する通路が公道又は通行に制限がない土地であること。
- (4) 堆雪場としての使用貸借の期間内は、専用にこれを使用すること。
- (5) 地域住民用堆雪場として過大な規模でないこと。
- (6) 既に堆雪場として解放している公園その他の土地又は近隣の状況から判断して地域住民用堆雪場として不要と認められる土地でないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める基準を満たしていること。

（確認願）

第5条 地域住民用堆雪場を設置しようとする町内会等は、地域住民用堆雪場確認願（様式第1号）に案内図および位置図を添えて、指定の期日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前年度において地域住民用堆雪場となっていた土地について、再度地域住民用堆雪場とする場合は、当該土地の形状および土地所有者の変更がない場合に限り、確認願の提出を省略することができる。

（確認通知）

第6条 市長は、前条第1項に規定する確認願の提出があったときは、その内容を審査の上、当該提出のあった日から10日以内に地域住民用堆雪場の事業の対象の可否について町内会等に通知するものとする。

（設置の届出）

第7条 前条に規定する通知による確認通知を受けた町内会等が当該土地を地域住民用堆雪場として設置する場合は、町内会等と土地所有者の連名により地域住民用堆雪場設置届出書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、指定の期日までに市長に届け出なければならない。

- (1) 前条の規定による通知書の写し
- (2) 土地使用貸借契約書の写し

(3) 同意書（様式第3号）

(4) 固定資産税の減免の申請手続に係る納税義務者の委任状（当該納税義務者がその減免手続を次条の規定により委任した場合に限る。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 地域住民用堆雪場として設置しようとする土地が、第5条第2項に該当する場合は、地域住民用堆雪場再設置届出書（様式第2-1号）に前項第2号、第4号および第5号に掲げる書類を添えて、指定の期日までに市長に届け出なければならない。ただし、前年度に提出した書類が有効であると判断する場合は、その書類を省略することができるものとする。

（固定資産税の減免申請）

第8条 前条の規定により届出があった土地に係る秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）第58条第2項に規定する固定資産税の減免の申請手続を当該土地に係る納税義務者が建設部道路維持課長に委任した場合には、当該課長がその委任に基づきこれを行うものとする。

（地域住民用堆雪場の管理等）

第9条 町内会等は、地域住民用堆雪場を自らの責任に基づき管理し、および運営するものとする。

2 市長は、第7条の規定による届出がされた場合は、当該地域住民用堆雪場の敷地内に事業に関する看板その他必要な施設を設置するものとする。

（立入調査等）

第10条 市長は、第7条の規定による届出がされた地域住民用堆雪場については、前条第2項に規定する事業に関する看板その他必要な施設の設置および利用状況の調査等のため、必要に応じ市の職員を立ち入らせることができるものとする。

（事業の取消し等）

第11条 市長は、前各条に規定する手続に虚偽又は不正な方法によるものがあることが明らかとなったときは、当該堆雪場を地域住民用堆雪場としての取扱いを取り消し、および第8条の規定による固定資産税の減免

の申請の対象としないことができる。

- 2 市長は、前項の規定により地域住民用堆雪場の取扱いを取り消した場合は、速やかにその旨を町内会等、土地所有者に通知するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日から平成27年度までの間における第3条第3号の規定の適用については、同号中「12月から」とあるのは、「1月から」とする。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。